

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月23日提出

岩倉市長 久保田桂朗


専決第 1 号

事故による和解について

令和 2 年 3 月 6 日に発生した事故について、次のとおり和解額を決定し、これに伴う和解をした。

令和 2 年 5 月 2 0 日 専決

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

事 故			相手方住所 氏名	和 解 額
市所属氏名	場 所	概 要		
消防署 高井康博	小牧市外堀 1 丁目地内 (県道名古屋外環状線 外堀 1 丁目 西交差点)	市内診療所から小牧市民病院へサイレンを鳴らし赤色の警光灯をつけ転院搬送中の救急車が赤信号の交差点を減速して東進中、南進の相手方乗用車と衝突事故を起こした。救急車は車両左側面を、相手方乗用車は車両前部を損傷し、双方が走行不能となった。		953,628 円